

伝統や文化に関する教育の可能性（1）

— 国語教育のアプローチ —

Possibility of the education about a tradition and the culture (1)

— Approach of the national language education —

奈良学園大学人間教育学部

伊崎 一夫

ISAKI Kazuo

Nara-Gakuen University

Faculty of Education for Human Growth

キーワード：人間力，伝統や文化の教育，言語活動の充実，教育課程，教科書教材

Abstract : A purpose of this study is to make clear that the language activity which utilized the teaching materials is effective for "the education of a tradition and culture." "The education of a tradition and culture" associates with "human potential" deeply. "Human potential" is attractive as human beings with a rich experience and culture. A traditional and cultural experience in Japan gains a position on the base of "human potential." "Human potential" is enriched by the well-developed education of tradition and culture. "The education of tradition and culture" is urged by five basic viewpoints: (1) to wrestle in the whole school, (2) to make use of a conventional educational practice about tradition and culture, (3) to join learning about tradition and culture together, and deepen them, (4) to think about a relation with the real life, (5) to associate experiential learning with language activity.

Keyword : Human potential, Education of a tradition and the culture, Improvement of language, Course of study curriculum, Textbook teaching materials

1. 「人間力」の基盤に位置付く伝統や文化の智慧

今後の国際的な知識基盤社会においては，社会を構成する一人一人の人間が，各自の個性・意思・人生設計を考慮し，一生涯にわたって様々なニーズに応じた学習を能動的・自発的に行い，能力を高め，その成果を社会貢献に活かすことができる「生きる力」が不可欠である。

「生きる力」は，平成20（2008）年1月17日の中央教育審議会答申が強調する「社会的立場の自覚」と「自分の人生の充実」という2側面を有している。これらの側面を，奈良学園大学人間教育学部の教育理念は，

それぞれ「我々の世界」「我的世界」と規定している。さらに，「我々の世界」と「我的世界」の2側面を充足し，充実・調整させる基盤となる力として「人間力」を位置づけている。「人間力」とは，社会を構成する一員としての「社会を構成する『個』」と「自己を確立する『個』」という2つの『個』を「社会の中で一人の人間」として調和的に生き抜く力である。

また「人間力」は，豊かな経験や教養に裏打ちされた人間としての魅力といえるものである。その基盤に我が国の伝統や文化体験が位置付く。伝統や文化の中に位置付いている智慧は，予測困難な時代にあって，想定外の困難に処する判断力の源泉となる教養，知識，

経験を与える。「人間力」は、「我的世界」と「我々の世界」を統括的に律する精神性を担保する。

「人間力」の基盤を支える我が国の伝統や文化への理解と尊重する態度の育成に関する取り組みは、教育基本法の改正（平成 18 年）、学校教育法の改正（平成 19 年）、学習指導要領の改訂（平成 20 年）における「伝統と文化」に関する事項の明確化によって、「伝統や文化に関する教育の充実」として位置づき、その取り組みは加速している。

この一連の取り組みは、平成 26（2014）年 11 月 20 日の中央教育審議会諮問（「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」）においても、「我が国の伝統文化に関する深い理解」の必要性として強調されている。

ただ、「伝統や文化に関する教育の充実」は、「伝統文化」ではなく「伝統や文化」とされていることについては留意しておきたい。

いわゆる伝統文化とは、我が国の長い歴史の中で、人々に受け継がれてきた茶道や華道などに代表される文化のことである。さらに、「伝統」とは、人間の生活の中で、規範的なものとして古くから受け継がれてきた思想・風俗・習慣・様式・技術・しきたりなどの事柄であり、「文化」とは、人間がみずから手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体を指す。つまり、「伝統や文化」を広義でとらえるならば、今ある人間社会のすべてに関わる内容を含み、その対象は広範囲にわたり、「伝統文化」と同義となる。

学校教育法、学習指導要領では、決して古いものだけを教えるのではなく、未来に受け継いでいきたい現代の文化をその範囲に取り込み、さらにその視野を外国の文化にまで広げながら「伝統や文化に関する事項」を定めている。

2. 各教科等における伝統や文化に関する学習内容

ここではまず、「伝統や文化に関する教育の充実」につながる関係法令を整理しておきたい。

（1）教育基本法の改正

改正教育基本法においては、前文に、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定した。（以下、下線は伊崎による）

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

また、第 1 条の「教育の目的」を実現するための、今日重要と考えられる事柄を 5 つに整理し、第 2 条に「教育の目標」を新設し、伝統と文化については、第 5 号に以下のように規定した。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

旧来の教育基本法においては、前文、第 1 条（教育の目的）、第 2 条（教育の方針）を含むどの条文においても、伝統や文化の教育、あるいはそれに類する表現は見受けられない。

同時に「伝統と文化の尊重」が、「我が国と郷土を愛すること」と「国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という文脈で規定されていることに留意しておきたい。

（2）学校教育法と学習指導要領の改訂

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、改正学校教育法は、新たに義務教育の目標を新設し、伝統と文化については、第 21 条の第 3 号に以下のように規定した。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

改正教育基本法と改正学校教育法を受け、中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月 17 日答申）では、学習指

導要領の改訂において、充実すべき重要事項の一つとして、「7. 教育内容に関する主な改善事項」の(3)に「伝統や文化に関する教育の充実」を掲げ、以下のように指摘した。

国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。世界に貢献するものとして自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができる。また、伝統や文化についての深い理解は、他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく上でも極めて重要である。このため、伝統や文化の理解についても、発達の段階を踏まえ、各教科等で積極的に指導がなされるよう充実することが必要である。

伝統と文化を尊重することは、「国際社会で活躍する日本人」としての根幹となる資質であることを前提に、「我が国や郷土の伝統や文化を受け止めること」と「そのよさを継承・発展させるための教育を充実すること」の必要性を強調している。

先に述べたように、学校教育法、学習指導要領は、伝統や文化の理解を過去の情報やその伝達に重点を置いているわけではない。未来を視野に入れた現代の文化や国際社会に資する能力や態度の育成という文脈で位置づけられている。

その上で、中央教育審議会答申は、伝統や文化についての深い理解が、自己内対話を活性化させ、「自分を深めていく」という自己実現の要件として、つまりは「生きる力」の実質を生み出すものとして必要不可欠であることを指摘した。

(3) 改正学習指導要領における教育内容の改善

小学校及び中学校の学習指導要領の改訂（平成20年3月28日告示）においては、「国際社会で活躍する日本人の育成」を図るため、各教科等において、「我が国や郷土の文化や伝統を受け止め」「そのよさを継承・発展させるための教育を充実する」観点から、以下のように教育内容を改善した。

国語科での古典の重視
社会科での歴史学習の充実
音楽科での唱歌・和楽器の指導の充実
技術・家庭科での伝統的な生活文化の重視
美術科での我が国の美術文化の指導の充実
保健体育科での武道の指導の充実 など

教育内容の改善を受け、各教科等における伝統や文化に関する学習内容とその取り組み方は、以下のように変更されている。

①国語科

国語は、長い歴史の中で形成されてきた我が国の文化の基盤を成すものであり、また、文化そのものである。国語の一つ一つの言葉には、我々の先人の情感や感動が集積されている。伝統的な文化を理解・継承し、新しい文化を創造・発展させるためには、国語学習の充実は必須である。従って、国語科の内容の一つとして「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が新たに設けられ、全ての学年を通して指導することになった。

具体的には、小学校の低・中学年から、古典などの暗唱により言葉の美しさやリズムを体感させた上で、我が国において長く親しまれている和歌・物語・俳諧、漢詩・漢文などの古典や物語、詩、伝記、民話などの近代以降の作品に触れ、理解を深める学習が行われている。

伝統的な言語文化が自分の身近なところに存在するものであると実感できるように、作品の世界を想像しやすい教材の選定や積極的に教材に関わることができる言語活動の設定等、指導の工夫が推進されている。

②社会科

小学校の社会科では、国宝など我が国の代表的な文化遺産が取り上げられている。また、中学校では、身近な地域の歴史や各時代の文化について学習する。地理的分野、歴史的分野、公民的分野のそれぞれの特質に応じて、様々な伝統や文化に関する学習が行われている。

③音楽科、図画工作科、美術科、技術・家庭科

音楽科や図画工作科、美術科では、唱歌や民謡、郷土に伝わる歌、和楽器、我が国の美術文化などについての指導を充実し、これらの継承と創造への関心を高めるようにしている。

技術・家庭科においては、衣食住にわたって伝統的な生活文化に親しみ、その継承と発展を図る観点から、

地域の食文化や和装についても理解を深める。

④保健体育科

保健体育科では、武道の指導を充実している。平成24年度から完全実施された中学校学習指導要領においては、1・2年生の保健体育において、これまで選択であった「武道」と「ダンス」を含めたすべての運動領域を必修とした。

3. 伝統や文化を学ぶことと「言語活動の充実」

古くから受け継がれて今に残る日本らしい伝統や文化や伝統的な生活文化の多くは、かつては地域や家庭の生活に深く根ざし、ものによっては地域での共同的な活動も伴う中で自然に体験したり受け継いできたものである。

しかし、近年の急速なグローバル化や情報化、価値観の多様化等に伴う生活様式の変化は、地域での共同的な活動よりも個人を優先させる風潮を広め、併せて伝統や文化の価値に気づき、その体験を継承する機会を埋もれさせているともいえる。

伝統や文化が今に伝承されているのは、生活をする上で何らかの「価値」があるからに他ならない。日本の伝統や文化を学ぶ意義は、身の回りの生活との関連や日本の風土に合わせて長い時間をかけて育まれてきたその価値に気づき、伝統や文化を見直すことにとどまらず、その延長線上に位置する、今ある生活を見直し、地域や社会をより良くしていこうとする態度や、ひいては他国の伝統や文化を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を育むことにある。これが「伝統や文化に関する教育の充実」の使命である。

さらに、「伝統や文化に関する教育の充実」のためには、学習指導要領・改善事項の第一に示された「言語活動の充実」との関連に留意する必要がある。国語科は「言語活動の充実」の推進役となる役割を担っている。伝統や文化の学習に限らず、学習活動と言語活動には密接な関わりがある。正確に考え、理解・判断し、自分の考えを適切な方法で表現する力の獲得が国語科の使命であり、「言語活動の充実」を下支えする。

改正された学習指導要領（平成20年）は国語科に対して、「言語力育成の中核を担う教科として、生活や学習に必要な能力を身に付けるため、記録、報告、解説、推薦などの言語活動を充実すること」「話題や取材、交

流などの指導事項を新たに定め、指導のプロセスをより明確化すること」「課題（話題・課題・読書課題等）を設定し学習計画を立てることから始まり、学習の過程を交流してふり返り、メタ認知すること」といった「言語活動の充実」につながる一連の学習内容を位置づけた。こうした国語科の学習内容は、「我が国や郷土の文化や伝統を受け止め」「そのよさを継承・発展させるための教育を充実する」ための学習活動に対して直接的に機能する。

普段何気なく見聞きしているであろう身近な伝統や文化に関する題材を取り上げ、伝統や文化に関する体験をふまえて、その内容や価値について自分の考えを的確に相手に伝えることや、集団の中で意見交換等を行うことによって、多様な見方や考え方を引き出すことが可能となる。長い歴史の中で育まれてきた伝統や文化の価値に気付くことと「言語活動の充実」は両輪となる。

4. 「伝統や文化に関する教育」を推進する基本視点

「伝統や文化に関する教育」を推進するためには、学校の教員はもとより、保護者や地域の人々とその意図を共有することが必要となる。また、目指す子ども像を明確にするとともに、学校教育のどのような場面で実施するのかについても、共通理解を図っておくことが大切である。

その上で、各学校は「言語活動の充実」に留意しながら、「伝統や文化に関する教育」を推進することになる。重要なことは、それぞれの学校の特色を生かした創意ある取り組みを展開することである。そのためには、次のような基本的な視点が必要となろう。これら5つの視点はそれぞれ個別の内容を持ちつつも相互に関連し合いながら、「伝統や文化に関する教育の充実」に効果的に関与することになる。

- (1) 学校全体で取り組む
- (2) 伝統や文化にかかわる従来の教育実践を生かす
- (3) 伝統や文化にかかわる学びをつなげ、深める
- (4) 身近な内容から入り、実生活とのかかわりを考えられるようにする
- (5) 体験的な学習、言語活動が活性化する学習の充実を図る

(1) 学校全体で取り組む

「伝統や文化に関する教育」教育は、学校の教育活動全体にかかわりがあるため、すべての教員による組織的な取り組みが必要となる。校内研修等を通して、全教員が日本の伝統や文化理解教育の意義やねらいについて理解を深めることや、「言語活動の充実」を視野に入れつつ、各学校の特色に応じた全体計画を作成する必要がある。その際、各教科で使用する教科書教材への目配りが、有益な視座につながりうる。

(2) 伝統や文化にかかわる従来の教育実践を生かす

これまで行ってきた伝統や文化にかかわる指導内容を見直し、学校としてより計画的・系統的に実施するよう教育課程上の工夫・改善を行うことも有効である。具体的には、各教科等の年間指導計画の中から、日本の伝統や文化にかかわる内容を抽出することや、相互に関連のある取り組みは、整理・統合し、取り扱う時期を並列化するなどの工夫も必要となる。

各教科等の指導は、学習指導要領に示された固有の目標の達成及び指導内容の定着を目指して行われる。このことは、伝統や文化にかかわる内容を扱う場合も変わらない。例えば国語科で伝統や文化を取り扱う場合、指導のねらいは学習指導要領にある国語の力、言語力を育成することにある。したがって各教科等に示された目標や内容を踏まえた上で、日本の伝統や文化への理解を手段としながら、ねらいとする能力や態度を育てていくことになる。そのとき同時に、日本の伝統や文化への理解が深められるというメリットが生ずる。前述したように、伝統や文化の価値に気付くことと「言語活動の充実」は両輪である。

(3) 伝統や文化にかかわる学びをつなげ、深める

イベント型の単発的な学習では、子どもたちの理解を定着・発展させることは困難である。計画的・継続的な実施が必要となる。計画的・系統的な学習の成立に対して、「言語活動の充実」がくさびを打ち込む役割を果たす。(2)に述べた、伝統や文化にかかわる従来の教育実践を生かしながら、それらを各教科等の年間指導計画に位置付け、日々の授業で計画的に実施することや、相互にかかわりのある学習内容については、合科的・関連的な指導を行いたい。

(4) 身近な内容から入り、実生活とのかかわりを考えられるようにする

日々の暮らしや地域に密着した伝統や文化は、学習

者にとってとらえやすい内容を有している。現在、海外においても、和食、和食をはじめ、日本の漫画、アニメーション、ファッション等が高い評価を得ている。いずれも、身近な生活文化である。

自分の生活とのかかわりの中で、その地域の気候・風土・環境条件を生かした伝統や文化を支える技術及び素材を調達できる仕組みやつながりを理解することや、世界各国に発信され、高く評価されている我が国の現代文化を理解することは、その後の生活に生かすことにつながる。身近な文化や地域の伝統や文化を学んだ後に、日本、世界へと視野を広げる学習過程へと発展させたい。

こうした一連の学習活動を貫く情報活用のプロセスとその内実を「言語活動の充実」が担保する。単なる調べ学習に終わることのない学習、主体的に得た情報に対して自分の考えを明確にする学習の成立が求められる。

(5) 体験的な学習、言語活動が活性化する学習の充実を図る

体験的な学習の充実を図ることは、学習者に自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ態度を身に付けさせるとともに、学ぶ楽しさや成就感を体感させることにつながる。伝統や文化にかかわって各教科等で習得すべき知識や技能についても、体験的な学習を取り入れることによって、学習者のその後のより高度な学習の持続を保障し、学習者自身の生活への活用の可能性を大きく高める。

習得・活用は、全ての学習に共通する学習のプロセス、サイクルである。そのプロセス、サイクルに「言語活動の充実」は不可欠である。体験を言語化することによって、体験の意味や意義はメタ認知される。言語価値化の過程が、習得・活用のプロセス、サイクルを生み出す。

日本の伝統や文化理解教育にかかわる領域は広いので、学校は積極的に保護者や地域が有する専門的知識や技能をもった人的リソースに関する情報を収集し活用するための仕組みを構築することも必要となる。人的リソースについては、近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校等と共有し活用していくことも効果的であろう。そうした多様な情報を活かした柔軟で広がりのある教育課程を編成していきたい。地域の人的リソースを外務講師として協力を依頼するときには、教育課程に関する学校の意図を伝えておくことが大切となる。

繰り返し指摘したように、「伝統や文化に関する教育」は、伝統や文化を単に継承するためのものではない。伝統や文化を学ぶ過程で、豊かな感性や創造力を育てるとともに、自分たちで伝統や文化を発展させていこうとする意欲は育まれる。そうした意欲や態度なしに、中央教育審議会が指摘する「グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存すること」は実現し得ない。

5. 伝統や文化の理解を深める小学校国語科教材と「言語活動の充実」

本稿では、「伝統や文化に関する教育」を推進する基本的な視点の「(2) 伝統や文化にかかわる従来の教育実践を生かす」「(3) 伝統や文化にかかわる学びをつなげ、深める」に関連する学習素材として、平成27年度使用教科書国語科において取り上げられている教材の一例を示し、「伝統や文化に関する教育」への視座とその可能性を提起したい。「伝統や文化の価値に気付く学習」と「言語活動の充実」の両輪が具現化される学習活動の実現に、教科書教材が有効に機能するからである。

東京書籍「新編新しい国語」(平成27年度版)では、前述した改正教育基本法の第2条第5号「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」に対応する「我が国の伝統と文化や異文化の理解に資する教材」として、「歯がぬけたらどうするの」(1年下)、「ふろしきは、どんなぬの」(2年上)、「人をつつむ形」(3年下)、「和の文化を受けつぐ」(5年)などを設けている。

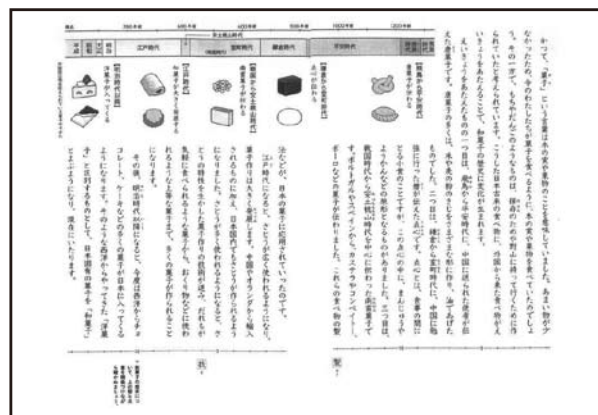
例えば「和の文化を受けつぐ」(5年・資料参照)は、和菓子の歴史を概観した後、和菓子と他の文化との関わり、文化を守る意義へと論を進めている。身の回りに受け継がれている「和の文化」として、桃の節句や端午の節句に食されている和菓子、四季の移り変わりを大切にする茶道で用いられる和菓子などが取り上げられており、季節を味わい楽しむことができる和菓子の銘についても言及している。さらに、和菓子の文化を支え、受け継いでいる多様な和菓子職人の努力とそれに応える消費者の重要性を指摘することによって、未来に受け継いでいきたい現代の伝統や文化としての

和菓子の価値を浮き彫りにする。

「和菓子」は日本の伝統的製造法で作られた菓子を意味し、明治時代以降にヨーロッパなどから新しく日本へ入ってきた洋菓子に対して使われる言葉である。米や麦などの穀粉、葛粉、ワラビ粉などのデンプン、小豆や大豆などの豆類、砂糖を主材料とする甘味のものが多い一方で、鳥獣肉や乳製品は全く使わず、油脂、香辛料の使用も少ない。これが古代から変わることのない和菓子の特徴である。

歴史和菓子のルーツは「果物」とされ、平安時代になると果物以外に「唐菓子」(中国から伝わった餅を揚げたもの)が登場し、その後、長い年月を経て江戸時代には、現在の和菓子の形に辿り着いたとされる。和菓子の文化は、茶道文化の隆盛とともに目覚ましい発展を遂げる。こうした歴史的な背景を踏まえて、「和の文化を受けつぐ」は、和菓子文化そのものの価値と、その価値を現代から未来へと伝承するための要件を述べている。

【資料】「和の文化を受けつぐ」東京書籍5年・平成27年度版





(1) 小学5年生の児童の反応

教材文「和の文化を受けつぐ」に対して、5年生の児童は次のような感想を抱く。

- 和菓子がさまざまな外国の影響を受け、年中行事や茶道などの日本の文化によって生まれ、確立していったということがすごかったです。
- 「包む」「焼く」「流し込む」といった技術が、職人から職人へと受け継がれていることがすごかったです。
- 昔からさまざまな和菓子があり、そこに外国からきた食べ物が影響を与え、菓子作りの技術が高められ、今に受け継がれていることを知ってとてもびっくりしました。
- 和菓子には日本人のさまざまな願いが込められているということは知りませんでした。私は和菓子をあまり食べないけれど、和菓子をもっと大切にしたいと思いました。
- 和菓子だけでなく、書道や和服など、今の時代の身の回りには、たくさんの和の文化があることを知りました。教科書では熊野筆のことを調べていたけれど、私たちの地域にも伝わる和の文化があると思うので、調べてみたいと思います。

最後に示した「私たちの地域にも伝わる和の文化を

調べてみたい」という感想は、『和の文化』についてグループで調べ、発表しよう」という教材文を統括する学習の手引きに呼応している。本単元は、国語科の学習として、「多様な本や資料を、目的を意識して読む」「伝えたい内容や目的に合わせて、資料を活用して説明する」という明確な目標を設定している。「和の文化」についての説明会を行うという言語活動によって「説明」「解説」といった言語力を獲得することになる。

同時に、説明会に向けての情報収集や情報発信の過程をたどることによって、受け継がれている伝統や文化に込められている背景や願いについての理解が深められ、共感へと高められていく。前述したように、長い歴史の中で育まれてきた「伝統や文化の価値に気付くこと」と「言語活動の充実」が両輪となるのである。

(2) 大学生(1回生)の反応

こうした伝統や文化に対する捉え方の深まりは小学生だけではない。「和の文化を受けつぐ」に述べられている伝統や文化に関する情報は、大学生とっても新鮮なものとなり、小学生と類似する認識や態度を引き出す。もちろん年齢差という学習履歴の違いは、自分自身の生活への目配りと、ものの見方や考え方の対比によって、より多様な感想を生むことになる。以下の感想は、「和の文化を受けつぐ」を初読した大学生(1回生)のものである。

- 和菓子一つをとってもそこには様々な日本人の知恵が隠されている。
- 移り変わりがはっきりとしている日本の四季の変化が、日本の伝統や文化の根幹を形成しているように感じた。
- 季節感あふれる和菓子に対して付けられた名前、その日本人らしい感性が日本人の良さにつながっている。
- 和菓子が日本だけで発展してきたわけではなく、外国の影響を受け、その良さを積極的に取り入れてきた日本人の姿勢、その心のあり方がすばらしいと感じた。
- 私たちは無意識のうちに和の文化と日常的に触れているので逆にその良さに気づいていないのだと感じた。一度客観的に見ることで、意識的に見ることをしなければ気づけない価値があるように思う。
- 日本の生活の様子は激変しているようで、和の文化という良さが消えているような気がした

- ・和菓子は小さい頃から食べていたが、和菓子に付けられた名前やそれを作った和菓子職人の存在などを気にしたことはなかった。知る機会が少なくなっているということだろうか。
- ・親が茶道をしているので、その影響もあって私自身は抹茶も和菓子も大好きだ。私は和の文化になじみがあるんだと感じた。日本らしさの持つ良さを、もっと海外に広げていきたいと思う。
- ・私たちが日本の文化について語るができないのは、日本らしさがあまりにも当然のことになっていて意識していないからだと思う。季節を感じる心、何代にもわたって受け継がれてきた夢や創意が、「和の心」「和の力」を生み出している。当たり前を当たり前とせず、改めて意識したい。
- ・和の文化は世界に誇れるものだと思う。和菓子だけではなく、和室、和服、和食、和紙、和食器など和のつくものがたくさんある。和という言葉がつかなくても、日本茶、日本舞踊、柔道や剣道など、日本らしさのあふれる文化がある。和食が世界遺産に登録されたというニュースを聞いてもあまりピンとこなかったが、それは自分が和食に対して無関心だったからだ気づいた。和菓子を美味しいと思って食べることはあっても、季節感やその背景にある和の文化についてまで考えることはなかった。身の回りにあふれている和の文化について、関心を持つことから始めなければと痛感した。
- ・私は今まで日本の伝統文化や日本らしさについて深く考えたことがなかった。和菓子だけではなく、和の文化についてもっと深く知りたいと思った。そのためには外国の伝統文化についても学ぶ必要があると思う。

和の文化について特に強く意識していなかったという大学生の感想は、小学生と共通している。しかし、大学生には、「身の回りの和の文化は当たり前になりすぎている」「和の文化に関心を持つことが大切」「和の文化について理解を深めるためには外国の文化についても学ぶ必要がある」といった、前述したように、自分自身の現状認識をふまえた小学生にはない気づきが含まれている。

(3) 国語科の教科書教材の可能性

たった一つの教材文である。しかし、話題として取り上げられることによって、伝統や文化についても

と知りたいという意欲を引き出し、さらにどうすれば良いのかという問いを抱くことが可能になる。

小学生や大学生の素朴でありながらも、伝統や文化に関する学びを深めたいという意欲を引き出し、新たな追求課題の創出とその探求への推移を保障するためには、その契機となる情報提供が不可欠である。

教科書教材は、学習者にとっては身近な存在であり、「伝統や文化の価値に気付く学習」と「言語活動の充実」の両輪が具現化される学習活動の成立を容易にする。国語科の教科書教材を入りに、言語活動を活性化させることによって、「伝統や文化に関する教育の充実」の実現の可能性は高められる。

引用・参考文献

- (1)教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)
- (2)学校教育法(平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号)
- (3)中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申、平成 20 年 1 月 17 日)
- (4)伊崎一夫、「テキスト全体の構造的理解を促す文学教材の指導」、2014. 2, 『教育フォーラム 53 文学が育てる言葉の力文学教材を用いた指導をどうするか』, 金子書房
- (5)伊崎一夫、「小学校国語科教育の課題と克服に向けてー『言葉の力』を育む『ノート指導』と『学習で使う言葉』ー」, 2014. 4, 「教育 PRO」第 44 巻第 8 号, 日本教育総合研究所
- (6)伊崎一夫、「文学教材の論理的読解のためにー「主題把握」とテキストの多様な情報を関連付けることをー」, 2014. 2, 『教育フォーラム 51 言語活動ー『読み』『書く』の力を中心に』, 金子書房
- (7)伊崎一夫, 『『人間教育』に資する『これからのあるべき国語教室』の成立と展開(1)ー『これからのあるべき国語教室』を支える三つの要件ー』, 2014. 4, 「人間教育学会研究紀要創刊号」, 奈良学園大学人間教育学部